国道49号　富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業

要求水準書（案）

令和７年８月

国土交通省東北地方整備局

目次

第１　総則 1
１　要求水準の位置づけ 1
２　用語の定義 1
３　適用範囲 1
４　事業対象区域 1
５　事業目的 1
６　事業の概要 2
７　業務の内容 4
８　遵守すべき法令等 5
９　秘密の保持 5
１０　情報管理体制の確保 5
１１　適用基準 5
１２　業務の監視 7
１３　関係者協議会等の設置 7
１４　事業期間終了時の水準 7
１５　要求水準の変更 7
１６　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について 8
第２　調査・設計業務 9
１　総則 9
２　BIM/CIM 活用業務について 13
３　事前調査業務 15
４　詳細設計業務 15
５　調整マネジメント業務（設計段階） 16
第３　工事業務 18
１　総則 18
２　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 28
３　整備工事業務 28
４　ICT 活用工事（舗装工（修繕工））について 37
５　３次元計測技術を用いた出来形管理について 41
６　BIM/CIM 活用工事について 42
７　調整マネジメント業務（工事段階） 45
８　整備施設の所有権移転業務 47
第４　工事監理業務 48
１　工事監理業務 48
第５　維持管理業務 49

１　　基本事項 49
２　　点検業務 52
３　　補修業務 53
４　　台帳作成・管理業務..... 53
５　　調整マネジメント業務（維持管理段階）..... 54
別紙１　用語の定義 56
別紙２－１　事業対象区域図（整備期間）..... 59
別紙２－２　事業対象区域図（維持管理期間）..... 60
別紙３　情報取扱者名簿及び情報管理体制図..... 61
別紙４　工事打合せ簿..... 62
別紙５　各種証明書申請様式..... 65
別紙６　「特定調達品目対象一覧表」（土木関係）..... 66
別紙７―１　舗装構造提案書..... 67
別紙７―２　舗装構造提案書..... 68
別紙７―３　舗装構造提案書..... 69
別紙８　構造提案採否通知書..... 70

第１　総則

１　要求水準の位置づけ

「国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、東北地方整備局は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。東北地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

２　用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「別紙１　用語の定義」による。

３　適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

４　事業対象区域

（１）　事業対象区域の概要

①　所在地：福島県郡山市富田町西町下（とみたまちにしまちした）～富田町（とみたまち）字権現林（ごんげんばやし）

②　事業延長：約２．０ｋｍ（道路延長：１．０ｋｍ）

（２）　事業対象区域の現況

別紙２－１～２－２「事業対象区域図」による。

５　事業目的

国道49号の郡山市富田地区は、自動車の日交通量が約38,000台あり（「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」より）、災害発生時等における緊急輸送道路（第1次確保路線）にも指定される重要な区間の一部であることから、電線共同溝を整備し、無電柱化することで、災害時における緊急輸送道路の機能確保並びに、安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくり支援するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、歩行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管

理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約する「電線共同溝型ＰＦＩ」を適用し、「工程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ、効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

6　事業の概要

本事業は、事業対象区域における電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）（以下、「維持管理対象施設」という。）の維持管理をＰＦＩ法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、別紙２－１「事業対象区域図(整備期間)」、別紙２－２「事業対象区域図(維持管理期間)」及び次表のとおりである。

対象／区分	上り線					下り線			
	電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部）	歩道（仮復旧、本復旧等）	道路附属物（道路照明、防護柵等）	車道（仮復旧、本復旧等）	電線共同溝（横断部）	車道（仮復旧、本復旧等）	道路附属物（道路照明、防護柵等）	歩道（仮復旧、本復旧等）	電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部）
調査・設計業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理業務	○	－	－	－	○	－	－	－	○

○：特定事業が対象とする項目。

なお、電線共同溝（管路部）の引込管路、連系管路及び連系設備を含み、引込設備は含まない。ただし、連系設備の維持管理業務は占用者に引継を行うまでとする。

（１） 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は下表のとおりである。

分類		工種	整備内容
電線共同溝等	電線共同溝	管路部	電力系管路
			通信系管路
		特殊部	電力系
			通信系
		連系・引込部※1	引込管路（電力管路、通信管路）
			連系管路（電力管路、通信管路）、連系設備
	道路※2	舗装	車道（仮復旧、本復旧等）
			歩道（仮復旧、本復旧等）
	附属物道路※2	付属施設	道路照明（単路部、交差点部）、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等

※1　連系・引込部について、引込設備は本事業の整備対象外とする。ただし、連系設備の維持管理業務は占用者に引継を行うまでとする。

※2　道路、道路附属物は、設計、工事のみで、管理は道路管理者が行うこととする。

（２） 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。

①　解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）、道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等

②　移設対象施設

地下埋設物※1、信号・感知器※2 等

※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の各管理者が移設を行い、移設補償費が発生する場合は、東北地方整備局が当該地下埋設物の各管理者に支払いを行うものとする。

※2 設計は事業者が行い、移設工事は交通管理者及び東北地方整備局と協議調整の上決定する。

7　業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

なお、本事業は、調査・設計から工事及び維持管理までを含めた包括的かつ長期の事業契約として、事業の工期短縮及び協議調整等に対する民間企業の技術的ノウハウを求めるものである。

（1） 調査・設計業務

① 事前・調査業務（試掘調査）

② 詳細設計業務（電線共同溝修正設計など）

③ 調整マネジメント業務（入線業者等との協議など）

（2） 工事業務

① 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

※占用者等への移設補償は業務に含まない。

② 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の工事）

※電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。

③ 本施設の所有権移転業務

④ 調整マネジメント業務（隣接店舗等との出入口調整など）

（3） 工事監理業務

① 工事監理業務

（4） 維持管理業務

① 点検業務

② 補修業務

③ 台帳作成・管理業務

④ 調整マネジメント業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など）

（5） 事業期間

① 調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務：事業契約の締結～令和15年３月頃（７年間）

② 維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和31年３月末（16年間）

なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務の期間（7年間）を短縮することができる。工期短縮の提案により、整備期間が短縮された場合においても、維持管理期間は16年間とし、事業完了時期を早めるものとする。

８　遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

９　秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、東北地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

１０　情報管理体制の確保

事業者は、本事業に関して東北地方整備局から貸与された情報その他知り得た情報であって、東北地方整備局が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木設計業務等共通仕様書第1112 条に基づく業務計画書の業務組織計画において、別紙３を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、東北地方整備局の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ東北地方整備局の同意を得なければならない。

事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

事業者は、要保護情報を本事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、東北地方整備局の許可なく複製・転送等しないこと。

事業者は、本事業完了時に、要保護情報について、東北地方整備局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又そのおそれがある場合には、これを速やかに東北地方整備局に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、東北地方整備局が行う報告徴収や調査に応じること。

１１　適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等（以下「適用基準等」という。）を適用する。

なお、適用基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、適用基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と適用基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

（１） 東北地方整備局「土木設計業務等共通仕様書（案)」（令和 7 年 3 月 25 日）
（２） 東北地方整備局「測量業務共通仕様書」（令和 7 年 3 月 25 日）
（３） 東北地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書（案)」（令和 7 年 3 月 25 日）
（４） 東北地方整備局「土木工事共通仕様書」（令和 7 年４月）
（５） 東北地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」（令和 7 年４月）
（６） 東北地方整備局「土木工事共通特記仕様書」（令和 7 年４月）
（７） 東北地方整備局「写真管理基準」（令和 7 年）
（８） 東北地方整備局「共通仕様書参考資料（令和 7 年度以降)」（令和 7 年 4 月）
（９） 東北地方整備局「設計施工マニュアル（案)」（平成 15 年４月）
（１０） 東北地方無電柱化協議会「電線共同溝整備マニュアル（案)」
（令和 2 年 3 月）
（１１） 東北地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」（令和 6 年 3 月改訂）
（１２） 東北地方整備局「地盤変動影響調査算定要領」（令和 2 年 3 月改訂）
（１３） 東北地方整備局「用地関係補償基準体系図」（平成 30 年 3 月）
（１４） 東北地方整備局「既存公共施設等のうち管路施設に関する調査算定要領」
（平成 30 年 3 月改訂）
（１５） 東北地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2」
（平成 15 年 3 月）
（１６） 東北地方整備局「土木工事標準設計図集」（平成 15 年 12 月）
（１７） 日本道路協会「共同溝設計指針」（昭和 61 年）
（１８） 日本道路協会「道路維持修繕要綱(改訂版)」（昭和 53 年 7 月）
（１９） 日本道路協会「舗装設計施工指針 平成 18 年版」（平成 18 年 2 月）
（２０） 日本道路協会「舗装設計便覧 平成 18 年版」（平成 18 年 2 月）
（２１） 日本道路協会「舗装施工便覧 平成 18 年版」（平成 18 年 2 月）
（２２） 日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説（改訂版）/ボラード設置便覧」
（令和 3 年 3 月）
（２３） 日本道路協会「道路標識設置基準・同解説」（令和 2 年 6 月）
（２４） 日本道路協会「道路標識構造便覧」（令和 2 年 6 月）
（２５） 日本道路協会「視線誘導標設置基準・同解説」（昭和 59 年 10 月）
（２６） 日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説」（平成 19 年 10 月）
（２７） 道路保全技術センター「電線共同溝＜試行案＞」（平成 11 年 11 月）
（２８） 国土交通省道路局「無電柱化のコスト縮減の手引き」（令和 6 年 3 月）
（２９） 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」平成 25 年版
（３０） 国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリ

アフ リー整備ガイドライン)」

（３１） 国土交通省「公共測量作業規程の準則」(令和７年３月)

（３２） 国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン 令和６年１月」

（３３） 国土交通省「LED 道路トンネル照明導入ガイドライン 平成 27 年３月」

（３４） 国土交通省「BIM/CIM 活用ガイドライン 令和４年３月」

（３５） 国土交通省国土地理院「公共測量における UAV の使用に関する安全基準

（３６） (案)」 (平成 28 年３月)

１２ 業務の監視

東北地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

１３ 関係者協議会等の設置

東北地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、東北地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会等を必要に応じて設置する。

１４ 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならない。

また、事業者は、東北地方整備局に調査報告書を提出し、維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を事業期間終了日の２年前から開始するものとする。

１５ 要求水準の変更

東北地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、東北地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

１６ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１） 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２） （１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を東北地方整備局に報告すること。

（３） （１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

（４） 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、東北地方整備局と協議しなければならない。

第２　調査・設計業務

１　総則

（１） 一般事項

事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の調査・設計業務を実施する。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第１　１１　適用基準に示す土木設計業務等共通仕様書（案）（令和７年３月25日）（以下「土木設計業務等共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、土木設計業務等共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降のとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

（２） 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて調査・設計業務を実施すること。

① 事業者は、調査・設計業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

② 事業者は、東北地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。

③ 東北地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。

④ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を東北地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを東北地方整備局に提出するものとする。

⑤ 調査・設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。

⑥ 東北地方整備局が地域住民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は東北地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

（３） 配置技術者の確認

事業者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書第1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また本業務の管理技術者は、

事業者が提出した第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければならない。

（４） 打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、土木設計業務等共通仕様書に定めるものに加え、東北地方整備局と協議の上実施するものとする。

（５） 資料の貸与

本事業を遂行するにあたって必要となる以下の資料については、貸与するものとする。また、その他必要な資料については、東北地方整備局と打合せによるものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

１．令和４年度　郡山国道管内電線共同溝設計業務　報告書

（６） 再委託

① 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
本業務における「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいう。
ア 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

② 本業務における「軽微な部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第２項に規定する部分とする。

③ 土木設計業務等共通仕様書第1128条第３項に基づき、再委託の承諾を申請する場合は、別紙４及びその履行体制に関する事項を別紙５により申請するものとし、東北地方整備局が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

（７） 合同現地踏査

東北地方整備局及び事業者合同での現地踏査を希望する場合は、東北地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、東北地方整備局と事業者間で相互に確認するものとする。

（８） 設計図書等の提出

事業者は、工事着工予定日の１ヶ月前までに、土木設計業務等共通仕様書に基づき以下の設計図書等を作成し、東北地方整備局に提出するものとする。

なお、業務履行中、東北地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

設計図書等	内容
埋設物調査結果	埋設物件平面図等
設計図	電線共同溝詳細設計
数量計算書	同上
報告書	同上 ・設計概要書 ・設計検討経緯書 ・本体構造計算書 ・仮設計算書 ・施工計画書　等
事業費	事業費内訳書
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品とは、東北地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、東北地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

（９） 公開用成果物の作成

成果物の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、東北地方整備局との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果物を別途とりまとめる。

（１０） 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

（１１） 情報共有システムの活用

① 本業務は、情報共有システム活用の対象業務である。活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月）に基づき実施すること。

② 事業者は、本業務で使用する情報共有システムを選定し、契約後速やかに、東北地方整備局と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- 業務履行中における受東北地方整備局間の情報共有システム機能要件(Rev.1.7)

③　東北地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、東北地方整備局と協議の上決定する。

④　事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

ア　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

イ　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨

ウ　イの場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると東北地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

⑤　情報共有システムに係る費用は間接原価の率分に含まれるものとし、情報共有システムへの登録料及び利用料とする。

⑥　事業者は、東北地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

（１２）疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議するものとする。

2　BIM/CIM 活用業務について

（１） BIM/CIM 活用業務

本業務は、BIM/CIM活用業務（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、東北地方整備局が示す課題や効率化等求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、実施内容や納品方法について東北地方整備局と協議し決定する。

東北地方整備局が希望する場合、東北地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

活用内容	活用内容の詳細
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を３次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認や情報伝達 （２次元図面の確認補助）	２次元では表現が難しい特定部や３次元の位置情報や視覚化により課題を効率的に後段階に伝達できる箇所は、３次元モデルにより、関係者の理解促進や２次元図面の精度向上を図る。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	200～300 程度※1 ※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料２オブジェクト分類」を参照）。なお、３次元モデルの属性情報を積算で活用する場合は、BIM/CIM 取扱要領「附属資料３積算での活用を目的とした３次元モデルの作成方法」を参照。

（２） BIM/CIM 実施計画書の作成

BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を東北地方整備局と協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、東北地方整備局と協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

①　業務概要

②　整理すべき課題

③　BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

④　３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された

３次元モデルの仕様等）

⑤　３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

⑥　３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

⑦　３次元モデルの作成担当者

⑧　３次元モデルの作成・活用に要する費用

（３） BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。また、以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

①　後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

②　省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

（４） 成果の納品

以下の内容を納品する。様式について別添資料を参照すること。

①　BIM/CIM実施計画書・見積書（変更含む）

②　BIM/CIM実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

③　作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式※、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

※ 納品する土工形状モデルには、横断形状の変化する箇所の横断形状データを加えるものとし、J-LandXML で出力したものを納品すること。なお、横断形状データについては、BIM/CIM 取扱要領の「【参考】土工モデルの横断形状データについて」を参照すること。

（５） その他

最新の情報はBIM/CIM ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。

（６） BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM実施に係る費用は、当初計上していない。

事業者が「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書を東北地方整備局に提出し、東北地方整備局が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。

3　事前調査業務

（1） 調査項目

国道49号富田地区において、埋設物調査の必要性が確認された場合、地下埋設物の状況を把握するために試掘又は非破壊の埋設物探査を実施する。

①　試掘調査

②　埋設物探査

なお、調査内容が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。

（2） 地下埋設物の確認について

設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

4　詳細設計業務

（1） 設計項目

国道49号富田地区において、以下の修正設計を行うものとする。

①　電線共同溝修正設計

ア　設計計画

イ　現地踏査

ウ　設計条件の整理・検討

エ　平面・縦断線形検討

オ　数量計算

カ　管路部設計

キ　特殊部設計

ク　地上機器部設計

ケ　施工計画

コ　関係機関との協議用資料作成

サ　照査

シ　報告書作成

※ 設計条件：設計延長2.00ｋｍ（1.00km×2（上下線））、
詳細設計成果あり、市街地（DID地区）

なお、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて道路設計、交差点設計、照明設計等を追加する場合がある。各費用については設計変更の対象とする。

（2） 既存ストックの活用について

既存ストック活用方式は、主に電力・通信の管路、マンホール、ハンドホール等の既存設備を電線共同溝として活用するもので、譲渡費用、改造工事、支障移設工事等

を含めたトータルコストの比較を行い、既存ストック活用方式の提供を検討するものとする。

事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容を東北地方整備局に報告すること。

5　調整マネジメント業務（設計段階）

（1） 一般事項

事業者は、詳細設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について東北地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

（2） 業務計画

① 事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（3）から（9）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

② 打合せ

ア 事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と綿密に連携の上進めるものとし、その内容について、その都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成すること。

イ 業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うこと。

（3） 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については東北地方整備局及び郡山市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、東北地方整備局が郡山市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

（4） 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計業務にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

なお、占用業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には東北地方整備局へ報告する。協議完了後は、協議結果を東北地方整備局へ報告するものとする。

（５） 占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計業務について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第４条１項の規定に基づく占用許可申請書により、以下に掲げる占用業者等と協議したうえで設計図書等を作成するものとする。

郡山市（上水道・下水道）
福島県公安委員会
東北電力ネットワーク株式会社
東日本電信電話株式会社
株式会社トークネット（東北インテリジェント通信株式会社）
ＫＤＤＩ株式会社
株式会社ＮＴＴドコモ
東京電力パワーグリッド株式会社

（６） 占用業者等と引込管路及び連系管路等の協議

事業者は、詳細設計業務にあたり、前項の占用業者等と協議した上で、引込管路及び連系管路、連系設備の設置位置を協議・調整し、修正設計に反映する。その際、引込設備の設置位置も踏まえて、協議・調整を行うものとする。また、電線共同溝と引込設備の同時施工についても、併せて調整を行うこと。

（７） 道路標識、照明灯、信号等の計画調整

事業者は、道路標識、照明灯、信号等の計画については、事業者が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。

① 道路標識及び照明灯は、事業者が関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
② 信号機は、道路管理者が所轄警察署と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。

（８） 家屋調査、振動調査、騒音調査

事業者は、事業損失防止のため、必要と認められる場合は、工事実施前に近隣の家屋の調査を実施し、調査結果を工事段階へ確実に引き継がなければならない。家屋調査及び振動、騒音調査の必要については、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。

（９） 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、東北地方整備局に提出するものとする。

第３　工事業務

１　総則

（１） 一般事項

事業者は、調査・設計業務の設計図書等に基づき、本施設の工事業務を行う。

また事業者は、既存支障施設の移設・解体撤去・復旧及び本施設の完成後、施設の所有権移転を行うと共に、工事業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、土木工事共通仕様書（令和７年４月）（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、土木工事共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降に示すとおりとする。

（２） 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

① 事業者は、本施設の工事を自己の責任において実施するものとする。

② 工事の実施にあたり必要となる工事説明会等の地域住民への対応・調整については、東北地方整備局と郡山市と協議のうえ行うものとする。

③ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。

④ 事業者は、工事着手の30日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、東北地方整備局と協議のうえ、着工予定日の前営業日までに東北地方整備局に提出するものとする。

⑤ 事業者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたるものとする。

⑥ 事業者は、工事業務期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。

⑦ 事業者は、東北地方整備局に対し、工事業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。

⑧ 東北地方整備局は、工事業務の進捗状況及び内容について、随時事業者に確認できるものとする。

⑨ 工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。

（３） 週休２日の実施

本工事は、週休２日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休２日（土日）を実施する試行工事である。

本工事において、完全週休２日（土日）を実施するために、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。

完全週休２日（土日）の考え方は、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。た

だし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

ただし、準備・後片付け期間及び年末年始６日間と夏季休暇３日間、工事全体を一時中止している期間のほか、東北地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

なお、事業者は現場閉所を実施したことがわかる確認書（別紙６「工事打合簿」）を東北地方整備局に提出すること。

なお、完全週休２日（土日）が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休２日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休２日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日の補正係数に変更し、月単位の週休２日が未達成のものについては、月単位の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休２日（土日）】

労務費	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03
土木工事標準単価	完全週休２日（土日）の補正係数
市場単価	完全週休２日（土日）の補正係数

【月単位の週休２日】

労務費	1.02
共通仮設費率	1.01
現場管理費率	1.02
土木工事標準単価	月単位の週休２日の補正係数
市場単価	月単位の週休２日の補正係数

（４） 工事期間

工事期間は、雨天、休日等を見込み、工事着手から令和15年３月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工事期間には、施工に必要な実働日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①　準備期間	90日間
②　後片付け期間	20日間
③　雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝(休日数+天候等による作業不能日)/実働日数	0.73

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

① １日の降雨・降雪量が10 ㎜/日以上の日

② ８時から17 時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

著しい悪天候や気象状況により、「天候等による作業不能日」が、上記で見込む日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得ない場合には、事業者は東北地方整備局へ工事期間の延長変更を協議することができる。

後片付け期間には、完成検査に要する各種電子データの作成等を行うことも含んでいるが、更なる期間が必要な場合は、事業者は東北地方整備局へ工事期間の延長変更を協議することができる。

（５） 施工時期、時間・施工方法の制限事項

本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、事業者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議しなければならない。

工種又は種別・細別	時間帯		期間
	作業開始	作業終了	
舗装工 　切削オーバーレイ工 区画線工 　区画線工	21時00分	６時00分	
上記以外の工種	８時00分	17時00分	

（６） 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

① 事業者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導警備員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に東北地方整備局の確認を得なければならない。

② 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

③ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

（７） 安全対策（埋設物等公衆物損事故防止）

① 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設

物管理者及び東北地方整備局（必要に応じ河川または道路管理者）と現場代理人の立会のもと、現地で確認するものとする。

② 道路管理区域外での施工を行う場合は、その土地所有者及び関係者に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行うものとする。

③ 地下埋設物の詳細位置については、原則として試掘で確認するものとする。

④ 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。

ア 試掘位置は、埋設物の管理者及び東北地方整備局（必要に応じ河川または道路管理者）との調整により決定する。

イ 試掘による埋設物の確認は、埋設物の管理者及東北地方整備局（必要に応じ河川または道路管理者）の立会により実施する。

ウ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。

⑤ 地下埋設物が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

（８） 交通安全に関する事項

本工事の施工にあたっては、交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、詳細については、東北地方整備局と協議するものとする。

（９） 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情で、予定した条件により難い場合は、東北地方整備局と協議するものとする。

ただし、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

① 分別解体等の方法

	行程	作業内容	分別解体等の方法
行程毎の作業内容及び解体方法	ア．仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	イ．土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	ウ．基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	エ．本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	オ．本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	カ．その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	(有)根本産業	郡山市日和田町大窪50-8
コンクリート殻(無筋)		
アスファルト切削屑	信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所	郡山市日和田町高倉神送坂7

※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

③ 受入時間

(有)根本産業　：　８時00分～ 17時00分

信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所　：　21時00分～　５時00分

（１０） 簡易施工実態調査の実施

変更増工で、見積りにより歩掛設定を行う工種については、東北地方整備局と協議の上、簡易施工実態調査を実施するものとする。

調査にあたっては、別途東北地方整備局より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。

簡易施工実態調査の調査期間は標準的な作業日３日程度【構造物単位の場合は、代表する１～２ロッド程度】とし、詳細な調査期間は協議の上決定する。

なお、調査票は調査終了後、速やかに東北地方整備局に提出するものとする。

（１１） コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書(令和７年)１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録に定める

「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点：福島県郡山市富田町西町下 緯度37°25’10” 経度140°20’38 ”

終点：福島県郡山市富田町権現林 緯度37°25’44” 経度140°20’36”

（１２） コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書(令和７年)１-１-１-７コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、一般国道49号における、電線共同溝工事である。

主な工種は電線共同溝であり、L=1,980ｍを予定している。

（１３） 生産性向上チャレンジ工事

① 試行の実施

本工事は、事業者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

② 試行の内容

事業契約後、事業者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。

本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、ア 取組の内容、イ 期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

③ 本試行に係る費用については、原則、事業者負担によるものとする。

（１４） 現場環境改善（快適トイレの設置）

事業者は、現場付近及び現場事務所敷地内（現場事務所内を除く）に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

① 洋式（洋風）便器

② 水洗及び簡易水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）

③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

⑤　照明設備（電源がなくても良いもの）

⑥　衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）

【付属品として備えるもの】

⑦　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

⑨　サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

⑩　鏡付きの洗面台

⑪　便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

⑫　室内寸法900×900㎜以上（半畳程度以上）

⑬　擬音装置（機能を含む）

⑭　着替え台（フィッティングボード等）

⑮　フラッパー機能の多重化

⑯　窓など室内温度の調整が可能な設備

⑰　小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

（１５）国土地盤情報データベースへの登録

事業者は、土木工事共通仕様書３－１－１－７工事完成図書の納品及び地質・土質調査業務共通仕様書（案）第118条成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。事業者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における東北地方整備局の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また、事業者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（１６）通行許可等

①　事業者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

②　事業者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、東北地方整備局の要

求があった場合は速やかに提示しなければならない。

（１７） 熱中症対策の実施

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事として、以下の補正を計上する。なお、精算変更時において行うものとする。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

補正値＝真夏日率×補正係数※　　※補正係数：1.2

なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高２％とする。

（１８） 完成検査及び完成（引渡）検査

完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

① 完成検査

ア 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

イ 事業者は、自ら行う完成検査の７日前までに、当該完成検査を行う旨を東北地方整備局に書面で通知するものとする。

ウ 事業者は、前項の完成検査終了後速やかに報告し、東北地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

② 完成（引渡）検査

ア 東北地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、事業者に対して検査日を通知し、完成（引渡）検査を実施するものとする。

イ 完成（引渡）検査は、東北地方整備局及び工事企業の臨場の上実施する。

ウ 完成（引渡）検査は、工事目的物を対象として東北地方整備局が確認した設計図書等及び事業者の用意した工事完成図書等と対比して、以下に掲げる検査を実施する。

ａ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

ｂ 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

エ 東北地方整備局は、完成（引渡）検査の結果、本施設及び成果物が要求水準のとおり完成していることを確認した場合には、速やかに完成通知書を事業者に対して通知する。

（１９） 成果品の納品

本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、東北地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、東北地方整備局と協議の上、電子媒体

に格納して納品するものとする。

（２０） 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

事業者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第３　１．（２１）に定めるとおりとする。

なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

（２１） 登録するデータに係る権利について

① 本業務の成果として点検DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27条及び第28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に東北地方整備局に帰属する。

② 点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、事業者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、事業者は、東北地方整備局、東北地方整備局が指定する者及び点検DB（舗装）を利用する者（以下「東北地方整備局等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

③ 事業者は、自ら（事業者に所属する者を含む。）又は第三者をして、東北地方整備局等に対し、点検DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は　行使させない。

④ 前三項の場合において、事業者は、東北地方整備局に知的財産権を帰属させ若しくは東北地方整備局が適法に知的財産権を行使するため、又は東北地方整備局等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

⑤ 東北地方整備局及び事業者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

⑥ 事業者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、事業者がかかる表明保証に違反したことにより東北地方整備局が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、東北地方整備局に生じ

た損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、東北地方整備局に対してこれを補償するものとする。

（２２） 維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成について

事業者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない工事の場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成する。

（２３） 遠隔地からの資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に東北地方整備局と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を東北地方整備局に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資　材　名	規　格	調達地域等
生コンクリート	②高炉	郡山地区
砕石	再生クラッシャーラン RC-40 粒度調整砕石 M-40	
アスファルト合材	再生瀝青安定処理 再生粗粒度 As（20） 再生密粒度 As（20T） 再生密粒度 As（13T） 再生細粒度 As（13）	
購入土	中埋砂	
軽量鋼矢板	Ⅱ型	郡山市
切梁・腹起し		

2　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物、既存の車道及び歩道（舗装・縁石等を含む）・道路付属物等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

① 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占用者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
別途、東北地方整備局と協議するものとする。

② 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。

③ 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

3　整備工事業務

（1） 残土受入地

残土受入地は東北地方整備局が別途指示する郡山市日和田町地内に運搬し、敷き均すものとする。

詳細については、東北地方整備局の指示にするものとする。

（2） 無筋・鉄筋コンクリート（配合）

下記工種のコンクリートは、レディーミクストコンクリート標準仕様基準の次の規格によるものとする。

工種	区別番号	呼び強度	摘要
排水構造物工 縁石工	②	18(N/mm2)	高炉セメント(B種)

（3） 無筋・鉄筋コンクリート（スランプ値）

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年３月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物※においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、レディーミクストコンクリート標準使用基準（平成29年６月８日一部改定）によるものとする。

なお、一般的な鉄筋コンクリート構造物の施工にかかる現場打ちコンクリートのス

ランプ値を標準の12cmから変更しようとする場合は、コンクリート標準仕様書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき設定することとし、別途協議のうえ、変更が必要と認められた場合は、設計変更の対象とする。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く。

（４） 見本・品質証明資料の確認

土木工事共通仕様書第2編 材料編 第1章一般事項 第２節４項により以下の材料については、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに東北地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
管路部	ＣＣＰＶ管	継手類含む
	フリーアクセスＶ管	
	ＳＵＤⅡ－Ｖ管	
	ＰＶ管、ＦＥＰ管	
プレキャストボックス	本体及び蓋	
その他	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

（５） 再生資材

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

材料名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	電線共同溝、排水構造物工
再生加熱アスファルト混合物	再生瀝青安定処理	舗装工
	再生粗粒度As20	
	再生密粒度As20T	
	再生細粒度As13T	
	再生細粒度As13	

（６） 特定調達品目

特定調達品目については、特定調達品目調達ガイドライン（案）を参照に、積極的な使用を推進するものとし、別紙８の「特定調達品目対象一覧表」を用いて、対象品目を東北地方整備局と事業者双方で確認するものとする。

（７） セメント

本工事に使用するセメントは、高炉セメント(JISR5211)Ｂ種としなければならない。

（８） 購入土

購入土は、次表のとおりとし東北地方整備局の承諾を得なければならない。

材料名	規格	備考
購入土	中詰砂	開削土工

（９） 瀝青材料

工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。

材料名	規格	工種	摘要
ストレートアスファルト	針入度60～80	舗装工	
アスファルト乳剤	プライムコート（PK-3）	舗装工	1.2L/m2
アスファルト乳剤	タックコート（PK-4）	舗装工	0.4L/m2

（１０） 注入目地及び目地版

工事に使用する注入目地及び目地板は次表のとおりとする。

材料名	規格	工種	摘要
樹脂発泡体目地	15倍発泡 厚20㎜	排水構造物工 縁石工	

（１１） 路盤工（配合）

瀝青安定処理の示方アスファルト量は次表のとおりとする。

示方アスファルト量(%)	４．０

（１２） 路面標示用水性塗料

路面標示用水性塗料については、揮発性有機性溶剤（VOC)の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が５％以下であること。ただし、調達困難な場合は、東北地方整備局と協議するものとする。

（１３） コンクリート副産物から再生された資材について

① コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

② 事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を東北地方整備局と協議するものとする。

③ 事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、東北地方整備局からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

④ 事業者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。

⑤ 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編１－３－３－３配合」に従うものとする。

（１４） 性能を規定する対象範囲

① 本工事は、舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について事業者が東北地方整備局に提案を行うものである。

② 本工事の性能規定対象範囲は、車道部舗装構造のうち表層の部分とする。

③ 本事業における契約図書のうち前項に示す性能規定対象範囲については、標準的な舗装構造を示したものであり、事業者の舗装構造提案による設計変更を行うものではない。

（１５） 舗装構造提案の意義及び範囲

本工事で事業者が行う舗装構造の提案範囲は、（２５）に定める車道舗装の性能指

標の値に適合させるものとする。

なお、舗装構造提案に伴う工事期間延長の変更は範囲に含めないものとする。

（１６） 舗装構造提案書の提出

① 事業者は、前項（１４）の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書（別紙９―１～９－３）に記載し、東北地方整備局に提出しなければならない。

なお、提案書は現地調査結果を踏まえたものでなければならない。

ア 要求水準書に示す性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由

イ 舗装構造提案の実施方法に関する事項（材料・工法等）

ウ 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項

エ その他舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項

② 事業者は、別途提出する施工計画書に、舗装構造提案による施工の工程管理を記載すること。

③ 東北地方整備局は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を、事業者に求めることができる。

④ 事業者は、前項（１４）の舗装構造提案を、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、東北地方整備局に提出しなければならない。

⑤ 舗装構造提案の提出に要するすべての費用は、事業者の負担とする。

（１７） 舗装構造提案の協議

舗装構造提案の審査にあたり、東北地方整備局と事業者が車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を協議するものとする。

（１８） 舗装構造提案の採否等

① 東北地方整備局は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以内に書面（別紙10）により、事業者に通知しなければならない。ただし、事業者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

② 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、事業者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要するすべての費用は、事業者の負担とする。

③ 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で条件変更が生じた場合において、東北地方整備局が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、事業者はこれに応じるものとする。

なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するも

のとする。

④　事業者が舗装構造提案を行う前に、性能規定範囲で条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正または変更が行われた場合において、事業者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。

⑤　事業者は、採用された舗装構造提案と、別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。

⑥　双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、事業者と東北地方整備局が協議して定めるものとする。

⑦　本工事で事業者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

・表層の厚さは、５㎝とする。

（１９）舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（２０）責任の所在（舗装構造提案）

東北地方整備局が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書等において施工方法等を指定しない部分の工事に関する事業者の責任が軽減されるものではない。

（２１）工事現場の環境改善

①　工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、事業者は施工に際し、この主旨を理解し東北地方整備局と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

②　現場環境改善の内容については、下記のとおりとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア　用水・電力等の供給設備 イ　緑化・花壇 ウ　ライトアップ施設 エ　見学路及び椅子の設置 オ　昇降設備の充実 カ　環境負荷の低減
営繕関係	ア　現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ　労働者宿舎の快適化

	ウ　デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ　現場休憩所の快適化 オ　健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア　工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） イ　盗難防止対策（警報器等） ウ　避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア　完成予想図 イ　工法説明図 ウ　工事工程表 エ　デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） オ　見学会等の開催（イベント等の実施含む） カ　見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 キ　パンフレット・工法説明ビデオ ク　地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ケ　社会貢献

※上記表の内容のうち原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては適切な組み合わせとすること。

なお、以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意すること。

仮設関係：仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット

営繕関係：デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置

安全関係：バリケード、転落防止柵

③　現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

④　工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

⑤　工事期間設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

（２２）濁水処理

①　舗装版切断時に発生する濁水等については、周囲に流出しないよう適正に処理を行わなければならない。なお、処分費等の必要が生じた場合には、その処理方法等について協議するものとする。

②　「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（事業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（事業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成

分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。

③　当該濁水処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、東北地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

（２３）引込管路・連系管路等の施工

事業者は、引込管路及び連系管路、連系設備の施工を行うものとする。その際、引込設備の設置位置も踏まえて、施工を行うものとする。

（２４）舗装の設計

事業者は、下記の設計条件により（２５）に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法等を東北地方整備局に提案するものとする。

①　設計は「舗装の構造に関する技術基準」（平成13年５月29日制定、以下「技術基準」という。）によるものとする。

②　舗装計画交通量は、3,000台/日・方向以上とする。

（２５）車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標値	１年後の性能指標値	試験方法	試験頻度
塑性変形輪数	3,000回/mm（以上）		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
平たん性	各車線毎に（σ）2.4mm以下		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
わだち掘れ量	―	各測点の最大値の平均値が5mm以下	舗装調査・試験法便覧の横断プロフィールメータによる方法または路面性状測定車による方法	各車線に20m間隔で測定

注１）恒温槽より取り出した供試体は速やかにロサンゼルス試験機に投入すること。また、恒温槽から試験機投入までの間は、供試体の温度変化の防止措置を講ずるとともに恒温槽から供試体を取り出した後から試験開始までに要した時間と時刻を記録すること。

（２６）舗装施工直後の性能評価

①　事業者は、舗装施工直後に（２５）に規定する性能指標に関して測定を行い、その結果を東北地方整備局に提出するものとする。

②　東北地方整備局は、前項に基づき提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

③　（２５）に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、東北地方整備局は事業者に必要な補修を行わせるものとする。

補修の方法は、事業者が東北地方整備局に提示し、東北地方整備局は現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

ア　交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）

イ　路面標示部

ウ　その他（マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は東北地方整備局と協議できるものとする。

（２７）性能保持及び性能評価

①　性能保持期間中（１年間）、事業者は東北地方整備局に対し、自主的に性能の機能回復処置を申し出て承諾を得ることにより、これを行うことができるものとする。

ただし、この機能回復処置費用は、事業者の負担とする。

②　車道舗装の施工完了１年後の（２２）に規定する性能指標に関する測定及び評価は、東北地方整備局が行うものとする。

③　（２５）に規定する車道舗装の１年後の性能指標の値が適合しなかった場合、東北地方整備局は事業者に性能の回復処置を行わせることができる。

回復処置の方法は、事業者が東北地方整備局に提示し東北地方整備局は、現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

ア　交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）

イ　天災等により路面に影響がある場合

ウ　降雪時のタイヤチェーン使用等により路面に影響がある場合

エ　交通事故等により路面に影響がある場合

オ　路面標示部

カ　その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は東北地方整備局と協議できるものとする。

（２８）性能の再評価

①　舗装施工直後（または、１年後）の性能が（２５）の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、事業者は再測定を行い、その結果を東北地方整備局に提出するものとする。

②　東北地方整備局は、前項に提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

（２９） 路面切削

路面切削終了後、速やかに段差摺付（横断方向）を行うものとする。施工については摺付勾配10%程度とし、摺付けを施工する層と同一合材を使用して、車道なみの品質を確保するものとし、舗装の施工時には摺付合材を撤去しないものとする。

なお、これにより難い場合は東北地方整備局と協議するものとする。

（３０） 防護柵設置工の施工における出来形確保対策について

① 事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に東北地方整備局と協議しなければならない。

② 事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書等に関して東北地方整備局と協議しなければならない。

③ 事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

ア 防護柵が国土交通省ホームページに掲載の「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外の場合

イ 事業者が測定機器を調達できない場合

ウ 測定機器が測定要領（案）で定める性能基準を満たさない場合

エ 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合

オ その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

④ 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従い行う。

⑤ ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

ア 支柱建て込み前の根入れ長測定状況

イ 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影。

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書とともに東北地方整備局へ提出する。

⑥ これらに定められていない場合は、東北地方整備局と協議する。

4 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））について

（１） ICT 活用工事（舗装工（修繕工））（施工者希望Ⅰ型）

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書等の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するICT活用工事（舗装工(修繕工)）の対象工事である。

（２） 定義

① i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、事業者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

② ICT活用工事（舗装工（修繕工））とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を活用する工事である。また、以下のア～オの段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

ア ３次元起工測量

イ ３次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ ３次元出来形管理等の施工管理

オ ３次元データの納品

（３） 事業者は、ICT 活用工事を行う場合、契約後、施工計画書の提出までに（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）東北地方整備局へ提案・協議し、協議が整った場合に以下（４）～（９）により ICT 施工技術の活用を行うことができる。

（４） 本工事において上記（２）②ア～オの全ての段階で ICT 施工技術を活用することとし、舗装工（切削オーバーレイ工）で適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、東北地方整備局と協議するものとする。実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

（５） ICT を用い、以下の施工を実施する。

ア ３次元起工測量

東北地方整備局から貸与する３次元測量データ（地上型移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。なお、必要に応じて３次元測量データを取得する場合は、以下 a～d から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、東北地方整備局と協議する。

a 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

b 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

c TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

イ ３次元設計データ作成

事業者は、設計図書等やアで得られた測量データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT 建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

ウ ICT建設機械による施工

イで作成した３次元設計データを用い、以下 a、b に示す ICT 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT 建設機械の調達が困難な場合は、東北地方整備局と協議して従来型建設機械による施工を実施しても ICT 活用工事とする。

a ３次元MCまたは３次元MG建設機械

b ３次元位置を用いた施工管理システム

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する方法としては外部計測機による切削装置の計測他切削装置に表示される指示値を取得する方法などある。

エ ３次元出来形管理等の施工管理

ウによる工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、東北地方整備局と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

a 出来形管理

３次元MCまたは３次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下イ）ロ）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

イ） TS 等光波方式を用いた出来形管理

ロ） 地上写真測量を用いた出来高管理

３次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下ハ）により実施するものとする。

ハ） 施工履歴データを用いた出来形管理

オ ３次元データの納品

ア、イ、エにより作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

（６） 上記（５）ア～オの施工を実施するために使用する ICT 機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に東北地方整備局と協議するものとする。東北地方整備局は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成した CAD データを事業者に貸与する。また、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとする。

（７） 土木工事施工管理基準及び規格値（令和７年）に基づく出来形管理が行われていない箇所で出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

（８） ICT 舗装工（修繕工）の３次元起工測量から３次元データの納品まで、５つ全ての段階で ICT 活用した場合は、「ICT 舗装工（修繕工）活用証明書」を発行する。（事業者の責により、「ウ ICT 建設機械による施工」を従来型建設機械による施工を選択した場合、「エ３次元出来形管理等の施工管理」を従来手法による出来形管理を選択した場合は、「ICT 舗装工（修繕工）活用証明書」を発行しない。）事業者は、完成検査日までに別紙７（各種証明書申請様式）に必要事項を記載の上、東北地方整備局に ICT 活用工事証明書の発行を申請するものとする。なお、以下の場合においては、ICT 活用したものとして認めるものとし、活用証明書発行の対象とできるものとする。

① 東北地方整備局から貸与する３次元測量データを活用したため、３次元起工測量を実施しない場合。

② 施工現場の通信環境が悪い等、事業者の責によらない理由により、ICT建設機械を稼働させることが難しいため、従来建設機械による施工を実施した場合。

本要求水準書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、東北地方整備局と協議するものとする。

（９） ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））における適用（用語の定義）について

① 図面

図面とは、入札に際して東北地方整備局が示した設計図、東北地方整備局から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書等に基づき東北地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、東北地方整備局が書面により承諾

した図面を含むものとする。

（１０） ICT 活用工事（舗装工（修繕工））における調査について

施工合理化調査を実施する場合は、これに協力すること。

（１１） ICT 活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の事業者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途東北地方整備局より指示される調査票に基づき実施するものとする。

事業者は、工事完了後直ちに調査票を東北地方整備局へ提出・確認後、東北地方整備局が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の調査費用については当初計上していないため、設計変更の対象とする。

（１２） ICT 活用工事（舗装工（修繕工））費用について

事業者が、契約後、施行計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、東北地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

（１３）ICT 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、事業者は東北地方整備局からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、東北地方整備局は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、事業者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

５　３次元計測技術を用いた出来形管理について

（１） ３次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）

本工事では、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、３次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）を実施することができる。

なお、詳細については、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）によるものとする。

6　デジタルデータを活用した監督・検査等の試行について

（1） デジタルデータを活用した監督・検査等の試行

事業者は、施工管理、監督・検査において現行の基準と手法や納品方法が異なるが、３次元モデルやAR 等のデジタル技術を活用し、現行と比べて簡素化・効率化を図ることができる新たな施工管理、監督・検査の手法の活用について協議があった場合は、従来方法との比較を実施した上で、監督・検査等に支障が生じないことを事業者と東北地方整備局の双方で確認できた場合に、現行の基準に替えて、新たな手法の活用を可能とする。

実施にあたっては、実施内容等を施工計画書に反映する。

なお、新たな手法による施工管理、監督・検査の実施にあたり、生じた費用は設計変更の対象外とする。

7　新技術活用の促進

（1） 新技術の定義

① 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

② 新技術活用の原則義務化における新技術の定義は以下による。

ア 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

イ 公共工事等において実用段階に達している技術

ウ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

エ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

③ 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

ア 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL http://www.netis.mlit.go.jp

イ テーマ設定型（技術公募）の技術比較表に掲載されている技術

ウ 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

エ 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

8　BIM/CIM 活用工事について

（1） BIM/CIM 活用業務

本工事は、BIM/CIM活用業務（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIMを適用する。さらに、東北地方整備局が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、東北地方整備局と実施内容や納品方法について協議し決定する。

また、事業者が希望する場合、事業者は東北地方整備局が示す活用内容以外の活用内容について契約後に提案することができる。提案内容の活用の可否については、東北地方整備局と協議する。

ただし、ICT活用工事（施工者希望（Ⅰ・Ⅱ）型））を希望した場合は、BIM/CIM活用工事を実施しないものとし、設計変更において本条文を削除する。

活用目的	活用目的の詳細
【義務項目】	
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を３次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認 （２次元図面の確認補助）	２次元図面では表現が難しい箇所を３次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進を図る。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度 ※１構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料２オブジェクト分類」を参照)。

（２） BIM/CIM 実施計画書の作成

BIM/CIMの実施内容や、納品方法等について、以下の①～⑧の内容について東北地方整備局と協議し決定した結果を、BIM/CIM実施計画書として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、東北地方整備局と協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

① 工事概要
② 整理すべき課題
③ BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
④ ３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
⑤ ３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
⑥ ３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
⑦ ３次元モデルの作成担当者
⑧ ３次元モデルの作成・活用に要する費用

（３） BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。

以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

① 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

② 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

（４） 成果の納品

以下の内容を納品する。

① BIM/CIM実施計画書・見積書（変更含む）

② BIM/CIM実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシート含む）

③ 作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

（５） BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM実施に係る費用は、当初計上していない。

事業者が「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書を東北地方整備局に提出し、東北地方整備局が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。

また、東北地方整備局が示す活用内容以外の活用の提案については、東北地方整備局と協議し、有効と認めた提案について設計変更の対象とする。

（６） その他

最新の情報はBIM/CIM ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。

９ 調整マネジメント業務（工事段階）

（１） 一般事項

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について東北地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、占用業者等及び関係機関との協議、要求水準等については、第２　５調整マネジメン

ト業務（設計段階）に準じるものとする。

（２） 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（３）から（７）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

（３） 打合せ

① 事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

② 業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、土木工事共通仕様書に定めるものに加え、東北地方整備局と協議の上実施するものとする。

（４） 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、道路管理者及び所轄警察署等関係機関と調整を行うものとする。

（５） 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第２．４（３）に準じるものとする。

（６） 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、「道路工事施行承認申請（道路法第２４条）の手引き（案）（東北地方整備局）」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

（７） 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、東北地方整備局に提出するものとする。提出期間は工事着手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。

１０　　整備施設の所有権移転業務

事業者は、完成（引渡）検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

なお、本施設の引渡予定日は令和15年３月31日とする。

第４　工事監理業務

１　工事監理業務

（１） 一般事項

① 事業者は、工事業務の履行状況について、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

② 事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度、事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

③ 東北地方整備局との打合せは、業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、土木工事共通仕様書に定めるものに加え、東北地方整備局と協議の上実施するものとする。

（２） 業務の範囲

事業者は、第１　７．（２）に揚げる工事業務のうち、１）既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、２）電線共同溝整備工事業務に関する工事監理業務を実施すること。

（３） 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

（４） 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報「様式は任意」）を東北地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うこと。

なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出期間は工事着手月から施設引渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。

第５　維持管理業務

１　基本事項

（１） 一般事項

事業者は、維持管理対象施設について第２の調査・設計業務及び第３の工事業務に示された要求水準を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の維持管理業務を適切に遂行する。また、関係法令で定める全ての点検、検査、測定等を合わせて実施すること。なお、工事業務、設計業務で作成CIMモデルを活用し、効率的な維持管理業務を実施すること。

①　点検業務
②　補修業務
③　台帳作成・管理業務
④　調整マネジメント業務（維持管理段階）

（２） 業務計画

事業者は、業務実施にあたり以下に示す事項を記載した業務計画書を作成する。また、事業者は、提案書に記載した内容ついて、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

①　業務実施体制
②　業務管理体制
③　各業務の責任者の経歴、資格等
④　業務担当者名及び経歴等
⑤　業務提供内容及び実施方法等
⑥　事業期間中の点検・補修業務の実施時期及び内容
⑦　業務実施の周知内容及び方法
⑧　業務報告の内容及び時期
⑨　苦情等への対応
⑩　災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応
⑪　安全管理
⑫　その他、必要な事項

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

ア　業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
イ　東北地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

（3） 提出書類

事業者は、以下に示す図書を東北地方整備局に遅滞なく提出する。

① 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を期日までに作成し、東北地方整備局へ提出する。また、事業者は、提案書に記載した内容ついて、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

ア 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

イ 東北地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表 業務計画書と提出時期

業務計画書	提出時期
業務計画書	維持管理業務開始予定日の前営業日まで
年間業務計画書	当該事業年度が開始する日の１ヶ月前まで

② 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について以下に示す業務報告書を作成し、東北地方整備局へ提出し、確認を受ける。

表 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・入線・抜柱の管理 ・管理台帳の作成及び修正	・入線・抜柱実施計画書 ・電線共同溝管理台帳の作成 ・情報BOX台帳の修正
実施後速やかに	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・占用業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・入線・抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
各事業年度内	・入線・抜柱の状況 ・管理台帳の修正	・年報 ・入線・抜柱完了報告書 ・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

③　その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに東北地方整備局に報告する。また、東北地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応する。

（４）交通安全管理

①　事業者は、本業務の実施にあたっては、交通の安全について、東北地方整備局、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第３号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知昭和37年８月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年３月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年３月31日国道利38号、国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年２月）を準用し、安全対策を講じなければならない。

②　本業務における交通誘導警備員の構成人員は、上記安全対策について、「警備員等の検定等に関する規則」第２条に記載される交通誘導警備業務を行う場所毎に配置すること。

なお、交通誘導警備員の人数が決定した場合、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員Ａ及びＢは、公共工事設計労務単価に定義される職種とする。

③　実際に交通規制を行った場合は、規制日時、場所、規制図、使用資機材、交通誘導警備員の員数などについて、その点検作業の報告時に合わせて東北地方整備局に報告すること。

④　本業務の履行に当たっては、施工箇所毎に交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、詳細については東北地方整備局協議するものとする。

（５）外部対応及び災害対応等

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

①　苦情等への対応

事業者は、利用者からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに東北地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を東東北地方整備局に報告する。なお、緊急を要さない場合は、東北地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに東北地方整備局に報告し、対応について協議する。

② 災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応

事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応する。

（6） 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

① 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

② 業務報告書提出時

③ 入線・抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2 点検業務

（1） 一般事項

維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とし、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を以下のとおり行う。

点検は、事業者において実施方法を作成し、東北地方整備局と協議のうえ、実施するものとする。

（2） 要求水準

① 事業者は、②及び③の点検を実施すること。

② 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル Ver.２（平成15年４月東北地方整備局）」参考にして点検を実施すること。なお、日常点検については、徒歩による目視点検を年１回は行うこと。

③ 特殊部については、５年に１回内部を点検すること。

④ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

（3） 特記事項

① 点検

東北地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、東北地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、東北地方整備局と協議の上点検を行うこと。

② 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに東北地方整備局に報告する。また、大雨による浸水被害等が予見される場合、事業者は事前に必要な点検および対策等の措置を東北地方整備局と協議の上実施すること。

③　応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずる。

3　補修業務

（1）　一般事項

電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝の補修を実施する。

（2）　要求水準

事業者は、点検の結果、補修が必要と判断した場合には、東北地方整備局協議の上補修を行い、電線共同溝および電線共同溝に敷設する電力線、通信線等の収容物件の機能を確保する状態を維持するよう努めること。

（3）　特記事項

①　補修

東北地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、東北地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、東北地方整備局と協議の上補修を行うこと。

また、補修及び対応に関する費用負担については東北地方整備局と協議すること。

4　台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。また、東北地方整備局東北地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。

なお、これらの修正に伴う費用については、東北地方整備局と協議して決定する。

（1）　一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

（2）　要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、国道49号　富田地区「電線共同溝」施設について、管理台帳の作成を行うこと。

（3） 特記事項

① 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

ア 総括表

イ 位置図

ウ 平面図 （全企業者及び個別企業者毎に作成）

エ 縦断図

オ 横断図

カ 特殊区間構造図

キ 特殊部構造図

ク 特殊部管理台帳

ケ 鍵管理表

② 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

5 調整マネジメント業務（維持管理段階）

（1） 一般事項

本業務は、他の占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

（2） 業務の範囲

本業務は、東北地方整備局と事業者で手続きを分担して、他の占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務を実施するものである。入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担を下表に示す。

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
東北地方整備局	－	○ 受理	○	－	－
事業者	○	－	－	－	○ 完了報告
占用業者	○	○ 申請	－	○ ※事業者が希望する場合は別途協議	－

事業者は、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者と実施工程に係る調整及び管理を行い、各年度の上半期中に次年度の実施箇所や実施月を東北地方整備局と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は東北地方整備局と占用業者で直接行う。

なお、抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施の前年度に東北地方整備局と協議を行うこと。

（3） 要求水準

① 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、入線及び抜柱等に係わる調整、管路利用の管理に際して、第２　５（５）に示す占用業者等と必要な協議・調整を行う。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行う。また、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について適宜東北地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

② 連絡・報告

事業者は、他の占用業者等と必要な協議・調整を行った際は、東北地方整備局に連絡・報告を行う。

③ 抜柱完了時期

抜柱は、施設完成の１年後を目途として占用企業に完了させること。

なお、１年以内に完了が困難な場合は、東北地方整備局と協議して対応すること。

別紙１　用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

用語	定義
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
BIM/CIM活用業務	本事業におけるBIM/CIM（Building/Con-structionInformationModeling,Manage-ment）の導入及び活用に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
BIM/CIM活用工事	本事業におけるBIM/CIM（Building/Con- struction Information Modeling, Manage- ment）の導入及び活用に係る工事をいい、その工事内容の詳細は要求水準書による。
ICT活用工事	本事業におけるICT（i-Construction）の導入及び活用に係る工事をいい、その工事内容の詳細は要求水準書による。
維持管理業務	点検業務、補修業務、台帳作成・管理業務及び調整マネジメント業務（維持管理段階）を総称していう。
各業務	調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務をいう。
既存ストック	東北地方整備局又は占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設をいう。
業務計画書	各業務に関する業務の計画書（維持管理業務については、維持管理期間の各事業年度に係る業務の計画書も含む。）をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
業務報告書	各業務に関する業務の報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書又は東北地方整備局が別途指定するところによる。
工事監理業務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
工事期間	工事業務の着工日から本施設の引渡しまでの期間をいう。
工事企業	工事業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。
工事業務	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、整備工事業務、調整マネジメント業務（工事段階）及び整備施設の所有権移転業務を総称していう。
事業期間	本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和31年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
事業者	基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として

用語	定義
	会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社/落札者の代表企業（※SPCを設立しない場合）をいう。
事業対象区域	要求水準書において定める事業場所である区域をいう。
事業年度	事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する3月31日までとする。
事業費	東北地方整備局が事業者に支払う本事業の実施による対価の総額をいう。
下請負人	本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から請け負う者をいう。
詳細設計業務	本施設の詳細設計及びこれに関連する業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
成果物	要求水準に基づき事業者が作成する設計図書等その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
整備施設の所有権移転業務	本施設の所有権を東北地方整備局に移転させる業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
施工計画書	本施設の施工に関する計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
設計図書等	本施設の詳細設計の内容を示す設計図書及び関連する調査の結果を示す報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
選定事業	PFI法第2条第4項に定める選定事業をいう。
事前調査業務	事業対象区域における測量、探査、調査及び関連するその他の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
調査・設計業務	事前調査業務、詳細設計業務、調整マネジメント業務（設計段階）を総称していう。
調整マネジメント業務	調整マネジメント業務（設計段階）、調整マネジメント業務（工事段階）及び調整マネジメント業務（維持管理段階）を総称していう。
調整マネジメント業務（維持管理段階）	維持管理業務と平行して占用業者等との間で行う必要な調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
調整マネジメント業務（工事段階）	整備工事業務の実施に当たり必要となる規制箇所等の調整や隣接家屋・店舗等との出入口調整等の調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。

用語	定義
調整マネジメント業務（設計段階）	詳細設計業務と平行して占用業者等や地元住民等関係機関との間で行う調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
点検業務	維持管理対象施設の性能及び機能を適正に維持管理するための点検業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
引渡予定日	本施設の引渡予定日である令和15年3月頃をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、「東北地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。
法令等	法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
法令等の変更等	本契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
補修業務	維持管理対象施設の性能及び機能を適正に維持管理するための補修その他の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
本事業	事業契約書等及びPFI法に基づいて実施する国道49号富田地区電線共同溝PFI事業をいう。
要求水準	「東北地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

別紙２－１　事業対象区域図（整備期間）　　：事業範囲

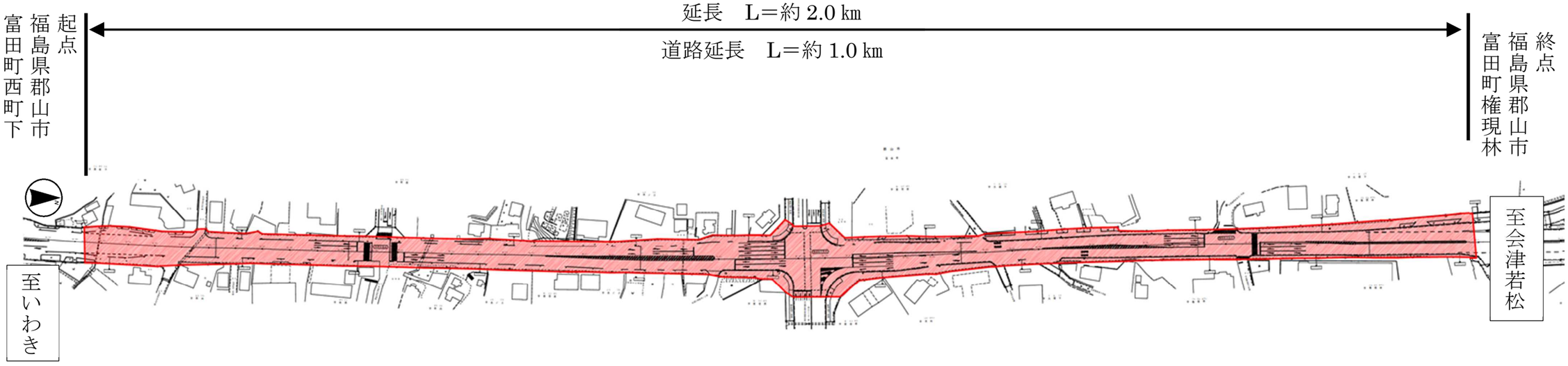

■標準横断図
（管路部）

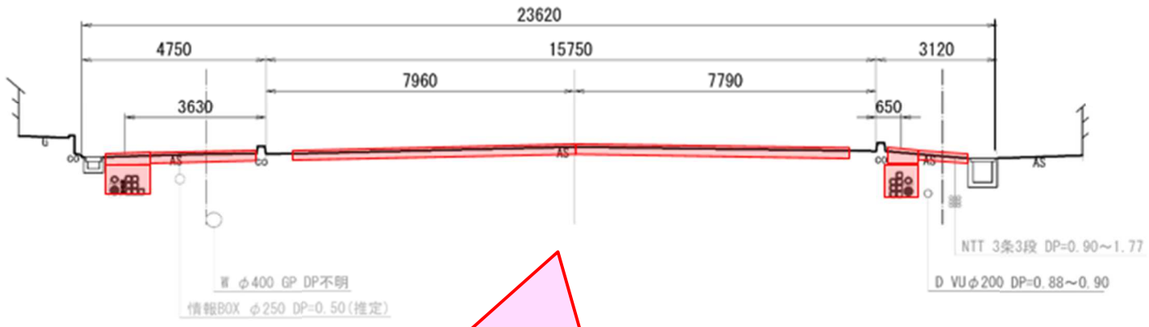

本事業（上下線・横断部）
- ①調査・設計：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ②工事：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ③工事監理：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物

■標準横断図
（特殊部横断部）

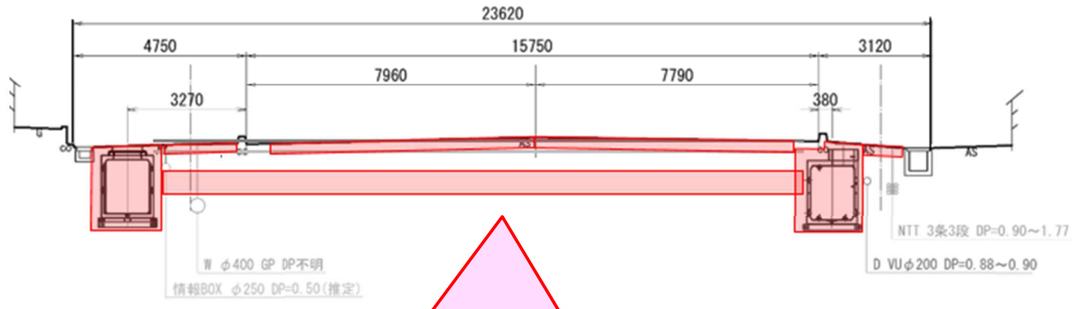

本事業（上下線・横断部）
- ①調査・設計：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ②工事：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ③工事監理：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物

別紙２－２　事業対象区域図（維持管理期間）　　：事業範囲

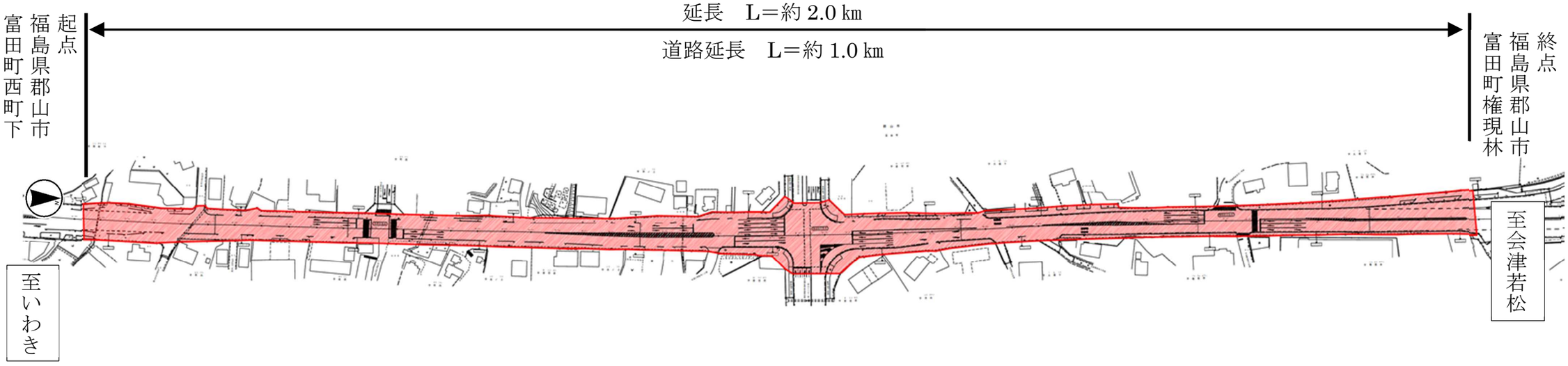

■標準横断図
（管路部）

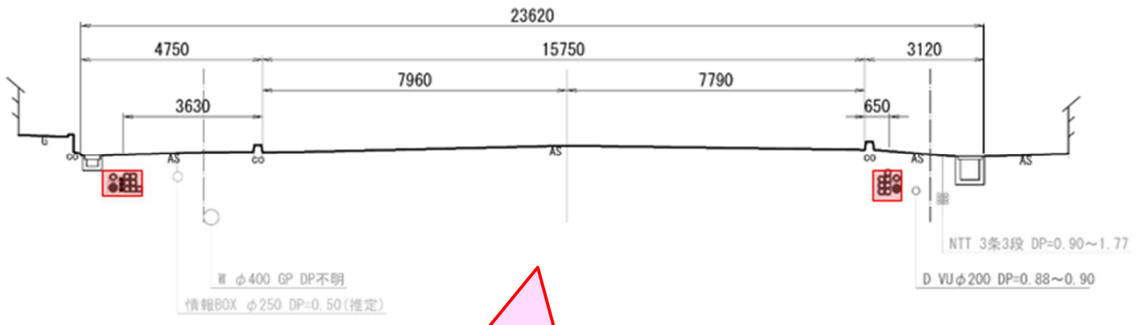

本事業（上下線・横断部）
・④維持管理：電線共同溝

■標準横断図

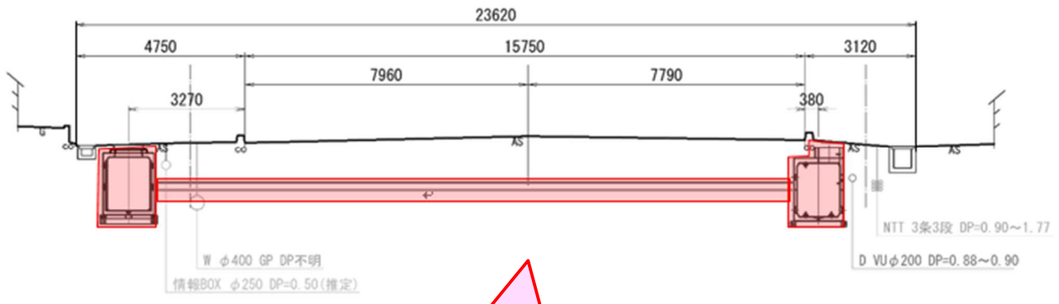

本事業（上下線・横断部）
・④維持管理：電線共同溝

別紙３　情報取扱者名簿及び情報管理体制図

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿　　※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者（※１）	A					
情報取扱管理者（※２）	B					
	C					
業務従事者（※３）	D					
	E					
再委託先	F					

（※１）　本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者

（※２）　本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）　本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

②情報管理体制図

（例）

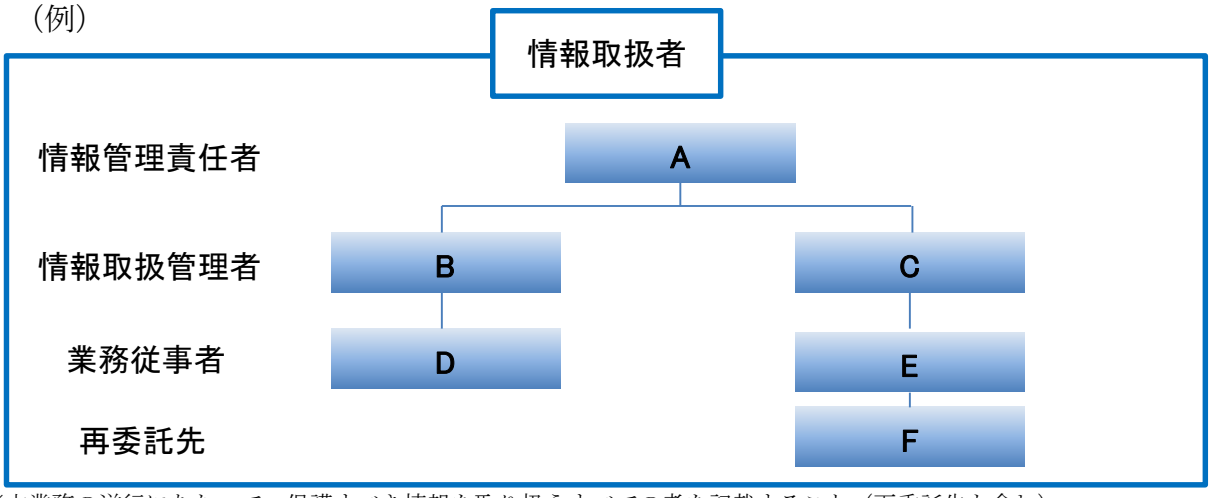

※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③その他

・別途提出している資料により必要な情報を確保できることを東東北地方整備局が認める場合には、当該資料で代用することができる。

・情報管理規則等の内規を別途添付のこと。

・必要に応じ、本別紙３記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

別紙４　再委託（変更）承諾申請書

再委託（変更）承諾申請書

令和　　年　　月　　日

（分任）支出負担行為担当官
殿

受注者
住所
氏名　　印

○○業務委託契約（契約金額　金○○円、税込み）に関して、下記のとおり業務の一部を再委託いたしたく、契約書第７条第３項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

記

１．再委託予定者の住所、名称、氏名　別紙のとおり

２．再委託する業務の内容（具体的に記載すること）　別紙のとおり

３．再委託する業務の契約金額（予定）　別紙のとおり

４．再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由

５．再委託に係る履行体制に関する書面　別紙のとおり

６．その他発注者が必要と認める書類

再委託（変更）承諾書

令和　　年　　月　　日

受注者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

①受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
②受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
③受注者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

（分任）支出負担行為担当官　○　○　○　○

別紙５　履行体制に関する書面

履行体制に関する書面

令和　　年　　月　　日

（受注者）××株式会社
住　　所
氏　　名

請負契約金額		
再委託合計金額（予定）		0
再委託先１	○○○有限会社	
	住所： TEL：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲若しくは内容	△△に関する□□地区基礎調査
	契約金額（予定）	
再委託先２	○○○株式会社（予定）	
	住所： TEL：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲若しくは内容	
	契約金額（予定）	
再委託先３	○○○合資会社	
	住所： TEL：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲若しくは内容	
	契約金額（予定）	

（備考）　本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

①再委託の相手方の氏名（若しくは代表者氏名）
②再委託の相手方の住所
③再委託を行う業務の範囲（若しくは内容）

別紙６　工事打合せ簿

（【「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について(試行)」の運用について】に示す現場閉所実績(現場閉所率)の確認資料を監督職員に提示し確認を受けること）

工 事 打 合 せ 簿

発議者	□発注者 ■受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
発議事項	□指示　■協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		

（内容）

要求水準書　第３　工事業務　１　総則（７）「週休２日の実施」に基づき、週休２日実施状況について協議します。

①工事着手日	令和〇年〇月〇日
②工事完成日	令和〇年〇月〇日
③週休２日対象期間	〇〇日 （年末年始・夏季休暇除く）
④うち現場閉所日	〇〇日
⑤現場閉所率（④÷③）	〇〇．〇%

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 □その他　「〇〇（※資料名）」により現場閉所率を確認しました。」 年月日：
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他　［　　］ 年月日：

総括業務監視員	主任業務監視員	業務監督員

現場代理人	主任（監理）技術者

別紙７　各種証明書申請様式

申請日 :令和　　年　　月　　日

東北地方整備局

○ ○ 事務所長 宛

事業者　○○建設株式会社

監理(主任)技術者　　○○　○○　印

「ICT活用工事証明書」又は「週休2日実施証明書」発行の申請

令和○年○月○日付けで契約締結した○○工事について、下記の証明書の発行を申請します。

申請対象工事	○○○工事
契約日	令和○○年○月○日
完成検査日(予定でも可)	令和○○年○月○日
受注者名	○○株式会社
建設業許可番号	○○—○○○○○○
監理(主任)技術者名(カナ)	○○　○○
監理(主任)技術者名	○○　○○
監理(主任)技術者の生年月日	明・大・昭・平・令　　○○年○月○日
発行を希望する証明書	□ICT活用証明書　　□週休2日実施証明書
施工タイプ	□ICT○○工事 発注者指定型 □ICT○○工事 施工者希望Ⅰ型 □ICT○○工事 施工者希望Ⅱ型 □ICT○○工事 契約後に協議にて実施 □週休2日推進工事 発注者指定型 □週休2日推進工事 受注者希望型 □週休2日推進工事 契約後に協議にて実施 □週休2日交替制モデル工事 発注者指定型 □週休2日交替制モデル工事 受注者希望型
報道機関問い合わせに対する公表	工事名及び受注者名(□可・□否)　　技術者名(□可・□否)
連絡先 ※万が一、証明書の発行が郵送となる場合に使用するものです。	電話番号　(　　－　　－　　) FAX　(　　－　　－　　) Eメール　(　　) 送付先郵便番号　(　　－　　) 送付先住所

以下、記載不要

主任技術評価官	○○　○○	確認印
完成検査日	令和○○年○月○日	
上記、申請内容は完成検査において確実に履行されていることを認める。		

※主任技術評価官は押印後、１部控えをコピーし申請者へ渡すこと。

※ 施工タイプのうち、ICT活用工事については、「ICT○○工事」のところに、ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫工、ICT地盤改良工、ICT舗装修繕工のいずれか該当する工種を記載すること。

別紙８　「特定調達品目対象一覧表」（土木関係）

分類	品目名		当該工事該当品目	
	（品目分類）	（品目名）	当初	変更
骨材(H13)	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
	路盤材	再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材		
	混合セメント	高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
資材(H14)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
	コンクリート及コンクリート製品	透水性コンクリート		
	塗料	下塗用塗料（重防食）		
	園芸資材	バークたい肥		
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
	道路照明	環境配慮型道路照明		
資材(H15)	盛土材等	土工用水砕フラグ		
	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○	
資材(H16)	地盤改良材	地盤改良用鉄鋼スラグ		
	セメント	エコセメント		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
資材(H17)	コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		
資材(H18)	盛土材等	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
資材(H20)	コンクリート用型砕	再生資材を使用した型砕		
資材(H21)	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
資材(H22)	アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物		
建設機械(H13)	－	排出ガス対策型建設機械	○	
		低騒音型建設機械		
工法(H15)	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
工法(H16)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
工法(H23)	舗装（表層）	路上表層再生工法		
目的物(H15)	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		

別紙９―１　舗装構造提案書

提出日:令和　年　月　日

舗　装　構　造　提　案　書

総括業務監視員
東北地方整備局
〇〇事務所長　殿

事業者
住所
氏名　　印

要求水準書　第3-3-(13)に基づき舗装構造提案書を提出します。

工事件名　： 契約締結日： 	連絡者： 氏　名： ＴＥＬ　： ＦＡＸ　：

舗装構造提案の概要　　注）記入欄が不足する場合には、様式-1 の 2 として追記して下さい。

番号	項　目　内　容	備　考

別紙９―２　舗装構造提案書

番号		項目内容	

（1）構造提案の内容
【構造提案】・・・・・略図等

（2）提案理由

（3）構造提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（4）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（5）その他

別紙９―３　舗装構造提案書

番号		項目内容	

（1）工業所有者等の排他的権利を含む構造提案である場合、その取扱いに関する事項

（2）構造提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙１０　構造提案採否通知書

提出日:令和　　年　　月　　日

構 造 提 案 採 否 通 知 書

〇〇〇〇 殿

総括業務監視員
東北地方整備局
〇〇事務所長　　印

要求水準書　第3-3-(15)に基づき、令和　　年　　月　　日付けで提出されました舗装構造提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名　:	構造提案項目数:
契約締結日:	採用項目数:
	不採用項目数:

構造提案に対する「採否」及び理由

番号	項 目 内 容	採否の区分	採否の理由	特 記 事 項